社会福祉法人滋賀県障害児協会定款

目 次

第1章 総則

第2章 評議員

第3章 評議員会

第4章 役員及び職員

第5章 理事会

第6章 資産及び会計

第7章 公益を目的とする事業

第8章 解散

第9章 定款の変更

第10章 公告の方法その他

付 則 設立当初の役員名簿

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - ①障害者支援施設の経営
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - ①障害福祉サービス事業の経営
 - ②一般相談支援事業の経営
 - ③特定相談支援事業の経営
 - ④障害児相談支援事業の経営
 - ⑤移動支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人滋賀県障害児協会という。

(経営の原則等)

- 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、 効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その 提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって 地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所)

第4条 この法人の事務所を滋賀県守山市守山町168番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会 の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任 及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもっ

て行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成 することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任 により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての 権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が一人200,000円を超えない範囲で、 評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第11条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表および収支計算書)及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - (8) 基本財産の処分
 - (9) 社会福祉充実計画の承認
 - (10) 事業計画及び収支予算
 - (11) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
 - (12) 公益事業に関する重要な事項
 - (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヵ月以内に1回開

催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、 評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第14条 評議員会に議長を置く。
- 2 議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

(決議)

- 第15条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除 く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する 評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成 する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は前項 の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第17条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、4名以内を業務執行理事とすることができる。 (役員の選任)
- 第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 (役員の資格)
- 第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族 その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはなら ない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならな い。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その 業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この 法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己 の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査 報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終 のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。(役員の報酬等)
- 第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、 評議員会において別に定める役員報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬 等として支給することができる。

(責任の一部免除又は責任限定契約)

第25条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人

に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案してとくに必要がある場合には、社会福祉法第45条の22第2項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

2 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下、この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22第2項において準用する一般法人法第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(名誉理事長及び参与)

- 第26条 この法人に、名誉理事長及び参与を置くことができる。
- 2 名誉理事長及び参与は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 名誉理事長は、理事長経験者等、法人の発展に功労のあったものから選任し、 理事長の諮問に応じ助言する。
- 4 参与は理事、評議員経験者から選任し、理事長の諮問に応じ助言する。
- 5 名誉理事長及び参与の報酬は役員報酬等の支給の基準に準ずる。

(職員)

- 第27条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定める ものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招生)

- 第30条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第31条 理事会に議長を置く。
- 2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

3 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故あるときは、理事会に出席した理事の 互選により議長を選出する。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができる ものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき (監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があっ たものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。
- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第42条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要 な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第35条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、滋賀県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、滋賀県知事の承認は必要としない。
- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第36条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の 前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承 認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明 細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第40条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳 を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができる社会環境の整備 などを目的として、次の事業を行う。
 - ①障害児および保護者に対する相談、訪問指導に関する事業

- ②障害児の保育、療育に関する事業
- ③障害児の教育環境の増進に関する事業
- ④障害児の生活指導に関する事業
- ⑤障害者についての調査、研究、社会啓発に関する事業
- ⑥障害児および保護者の交流に関する事業
- ⑦障害児の保護者団体等に対する指導、育成に関する事業
- ⑧関係諸団体との交流、連絡に関する事業
- ⑨心身障害者扶養共済制度受託事業
- ⑩診療所「湖北グリーブクリニック」の設置経営
- ⑪診療所「かいつぶり診療所」の設置経営
- ⑫福祉有償運送事業
- ③基幹相談支援センターの受託経営
- ⑭地域における公益活動を行う団体等への助言又は援助の事業
- (15)日中一時支援事業
- 16特定旅客自動車運送事業

⑪訪問看護事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の 同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第43条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行 う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第44条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、 評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公 益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

- 第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、滋賀県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を滋賀県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、社会福祉法人滋賀県障害児協会の掲示場に掲示する とともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長		井伊	文子
理	事	植松	潤治
理	事	川添	喜美恵
理	事	高奥	成人
理	事	中嶋	重雄
理	事	乗光	秀明
理	事	早崎	俊雄
理	事	廣部	常雄
監	事	小田	久和
監	事	松井	佐彦

附則 この定款は、平成 8年4月 2日から施行する。

附則 この定款は、平成 9年2月25日から施行する。

附則 この定款は、平成 9年9月17日から施行する。

附則 この定款は、平成13年9月28日から施行する。

附則 この定款は、平成14年8月28日から施行する。

附則 この定款は、平成16年11月16日から施行する。

附則 この定款は、平成19年3月12日から施行する。

附則 この定款は、平成19年8月8日から施行する。

附則 この定款は、平成22年7月9日から施行する。

附則 この定款は、平成23年7月21日から施行する。

附則 平成23年7月21日付けの定款変更の認可申請にともない増員された 理事1名と評議員2名の任期は、第7条1項および第19条1項の規程 にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附則 この定款は、平成25年6月10日から施行する。

附則 平成25年6月10日付けの定款変更の認可申請にともない増員された 評議員2名の任期は、第19条1項の規定にかかわらず、平成26年3 月31日までとする。

附則 この定款は、平成26年5月9日から施行する。

附則 平成26年5月9日付けの定款変更の認可申請にともない増員された 理事1名の任期は、第7条1項の規定にかかわらず、平成28年3月 31日までとする。

附則 この定款は、平成27年12月4日から施行する。 附則 この定款は、平成28年7月26日から施行する。 附則 この定款は、平成29年4月1日から施行する。 附則 この定款は、令和2年7月22日から施行する。 附則 この定款は、令和4年1月31日から施行する。 附則 この定款は、令和5年8月21日から施行する。